

壱岐市農業委員会定例会（令和2年3月）

議 事 録

1. 開催日時 令和2年3月25日（水） 午前9時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室
3. 出席委員 …… 農業委員長 外 農業委員 17名
4. 欠席委員 …番 …委員
5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
6. 議事日程
  - 第1. 議事録署名委員の指名 …番 …委員 …番 …委員
  - 第2. 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第15号 空き家に付属した農地の指定について
  - 議案第16号 農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について
  - 議案第17号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について
7. 報告事項 農業用施設等届出申請について
8. その他

---

開 会 （ 午 前 8 : 5 5 ）

事務局 皆さん改めまして、お早うございます。新体制になりまして、初めての定例会であります。どうぞ、よろしくお願い致します。

定刻前でありますけど、本日出席されます農業委員さん方は全員お揃いでもありますので、只今より令和2年3月の農業委員会の総会を開会いたします。

本日は、…番 …委員さんより欠席の届けが出ております。

本日の出席委員は19名中18名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長 【会長挨拶】

それでは、これより早速、議事に入らせて頂きます。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

本日の議事録署名委員は、…番…委員、…番…委員をお願いを致したいと思っております。よろしくお願い致します。

なお、本日の会議書記には事務局の・・・主事を指名致します。

それでは、日程第2の議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

【新体制移行後初めての定例会であるので、農地の権利移動に係る許可要件（農地法第3条第2項各号）について説明後、議案の説明】

議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が2件あがっております。受け手は、全て個人ですので、農地所有適格化法人要件の適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、「信託要件」の適用もありません。

それから、2件共売買、贈与ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

それから、「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、というような4つの内容を審議して頂くこととなります。

#### 6番 土地の所在

郷ノ浦町若松触 字白水 …… 地目 畑 面積 1,099㎡

譲渡人、……………

譲受人、……………

経営地は、田が11,358㎡、畑が5,928㎡、計 17,286㎡です。

#### 申請理由

譲渡人 現に耕作している譲受人へ売却する。

譲受人 自宅近くの農地でもあり、譲渡人の要望により、買い受けて引き続き耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主に水稻、飼料の作付けです。農機具は管理機、軽トラックを所有されてあります。トラクター、田植え機、コンバインは、共同のものを利用されてあります。農作業暦は本人が40年、妻30年です。通作距離は、50m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されま

す。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今までどおり野菜を作付ける計画でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

3月18日に・・・委員さんと現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 はい、議長。

議長 ・・・・番・・・委員。

・・・委員 はい、お早うございます。担当の・・・です。この土地は譲受人の・・・さんの属に言う木戸の前にありまして、譲渡人のお父さんは、牛を飼っておられた為に飼料を作られてあった訳ですが、お父さんが亡くなられてもう十何年になる訳ですが、その後は・・・さんのお母さんの方が野菜を作られて、アグリの方へ出荷したりされておりました。最近はお母さんがやれなくなりましたが、息子さんの・・・さんの方が退職をされまして、その後を受け継いで野菜を作っておられます。周りに民家もなく今まで通りの野菜の作付けをするという事でしたので、何ら問題はないかと思っておりますので、皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第14号6番は決定いたします。

続きまして、7番の説明を求めます。

事務局 はい、7番 土地の所在

勝本町本宮仲触	字道岸	・・・・・・	地目	畑	面積	6 9 7 m <sup>2</sup>
勝本町本宮東触	字徳用	・・・・・・	地目	畑	面積	4 9 6 m <sup>2</sup>
勝本町本宮南触	字大久保	・・・・・・	地目	田	面積	2, 0 9 5 m <sup>2</sup>
勝本町本宮南触	字辻ノ田	・・・・・・	地目	田	面積	6 8 9 m <sup>2</sup>
同じく		・・・・・・	地目	田	面積	1 4 3 m <sup>2</sup>
同じく		・・・・・・	地目	田	面積	2 2 m <sup>2</sup>
同じく		・・・・・・	地目	田	面積	8 4 8 m <sup>2</sup>
同じく		・・・・・・	地目	田	面積	3, 1 6 8 m <sup>2</sup>
同じく		・・・・・・	地目	田	面積	9 3 1 m <sup>2</sup>
同じく		・・・・・・	地目	田	面積	8 8 7 m <sup>2</sup>
同じく		・・・・・・	地目	田	面積	7 0 9 m <sup>2</sup>
勝本町本宮南触	字若宮	・・・・・・	地目	田	面積	1, 3 8 6 m <sup>2</sup>

勝本町本宮南触 字岳ノ山・・・・・・ 地目 田 面積 1, 560㎡  
勝本町本宮南触 字牛神・・・・・・ 地目 畑 面積 148㎡  
同じく・・・・・・ 地目 畑 面積 1, 705㎡  
勝本町本宮南触 字双六・・・・・・ 地目 田 面積 1, 445㎡  
勝本町本宮南触 字三明田・・・・・・ 地目 田 面積 2, 940㎡  
田が13筆で16, 823㎡、畑が4筆で3, 046㎡、計17筆で19, 869㎡

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は、田が16, 823㎡、畑が3, 046㎡、計 19, 869㎡です。

申請理由

譲渡人 高齢の為、後継者へ経営を移譲する。

譲受人 譲渡人の要望により、受贈し耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主に水稻・飼料の作付けです。農機具はトラクター、田植え機、稲刈り機、ハーベスター、軽トラを所有してあります。

農作業暦は35年です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、世帯内の移動で作付けも今までどおりですので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

3月18日に・・委員さんと譲渡人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 はい、地区担当の・・です。只今、事務局から報告がありましたとおり18日に事務局と確認に行きました。親から子への贈与でございますので、何ら問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第14号7番は決定いたします。

続きまして、議案第15号「空き家に付属した農地の指定について」を議題といたします。議案の説明を求めます。

事務局

はい、【新体制移行となり農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定については移行前の委員に説明していた為、改めて趣旨説明を行った後、議案の説明】

議案第15号「空き家に付属した農地の指定について」壱岐市空き家に付属した農地の別段面積取り扱い基準」第5条の規定に基づき、申請者から関係書類が提出されたことから、同基準第4条の規定に基づき、空き家に付属した農地であるかの適否について、審議のうえ決定の要がある。

1番 土地の所在

芦辺町住吉山信触 字長崎 . . . . . 地目 畑 面積 1,097㎡

土地所有者、. . . . .

申請理由

市外在住であり、所有地の管理ができない為、宅地と一緒に申請地を空き家バンクへ登録をおこないたい。ということであります。

3月18日に. . 委員さんと現地確認を行っております。位置図、写真は4頁～5頁です。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

. . 委員

議長。

議長

はい、. . 番 . . 委員。

. . 委員

はい、皆さんお早うございます。担当の久保でございます。事務局の説明の通り3月18日に現地を確認致しました。

. . さんの宅地を通らないと行けない農地であり、宅地と一緒に譲りたいとの要望でありまして、今回、空き家に付属した農地の指定をお願いしたいという事であります。

皆さんのご審議をよろしくお願い致します。

議長

はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第15号の1番は決定いたします。

続きまして、議案第16号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」と議案第17号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」は関連がございますので、一括上程いたしたいと思っております。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、【新体制移行後初めての定例会であるので、農地中間管理機構の契約の流れの説明】

議案の説明に入らせて頂きますが、その前に議案の訂正をお願い致したいと思っております。10頁の10番～19番の. . さんの住所が箱崎大左右触となっ

ておりますが、箱崎江角触に訂正願います。ご迷惑をおかけしました。

それでは、議案第16号と議案第17号は関連がありますので、一括して説明させていただきます。6頁をお願い致します。

議案第16号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められております。

7頁～8頁の令和2年3月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積計画について（公社借入分）の一覧表のとおりでありまして、再度6頁をお願い致します。長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃貸借権設定の5年間の田が4筆で5,853㎡、10年間の田が1筆で3,010㎡、畑が3筆で3,399㎡、賃貸借権設定の合計が8筆で12,262㎡です。

使用貸借権設定の10年間の田が12筆で13,280㎡、畑が6筆で8,646㎡、合計18筆で21,926㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、9頁をお願い致します。議案第17号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定による意見を求められております。10頁～11頁の令和2年3月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）についての一覧表のとおりでありまして、再度9頁をお願い致します。計画（案）につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画（案）は、議案第16号で説明致しました通りであります。

この計画（案）につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第16号の農用地利用集積計画の公告と、本配分計画（案）の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定めて、県知事が利用配分計画を認可し、公告することによりまして、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、皆様方の意見を求めるという事でありまして、何かございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第16号と議案第17号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告事項 農業用施設等届出申請について 事務局の報告をお

願います。

事務局

はい、12頁をお願いします。【新体制移行後初めての定例会であるので、農地法第4条の特例の説明】

報告事項、「農業用施設等届出申請について」、農業用施設等届出書が次のとおり提出されましたので報告いたします。

1番、土地の所在

郷ノ浦町里触 字浜 ……の一部 地目 田 面積 2,059㎡  
のうち82㎡

転用目的 牛舎

申請人 ……

申請理由 既存の牛舎が手狭になった為、申請地に牛舎を増築し利用したいので申請します。ということです。

令和2年2月25日に用途区分の変更が県の同意を得て完了いたしております。

位置図、写真、利用計画図は13頁～15頁です。

続きまして、2番、土地の所在

芦辺町諸吉本村触 字丸石 ……の一部 地目 田 面積 1,127㎡のうち135㎡

転用目的 農業用倉庫及びトイレ

申請人 ……

申請理由 申請地に農業用倉庫及びトイレを設置し利用したいので申請します。ということです。

令和2年2月25日に用途区分の変更が県の同意を得て完了いたしております。

位置図、写真、利用計画図は16頁～18頁です。

以上で事務局からの報告を終わります。

議長

はい、報告事項でございますので、よろしゅうございますか。

(はいの声あり)

議長

皆さん方から何かございましたら、ございませんでしょうか。それでは皆さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思っておりますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】

大変お疲れでございました。